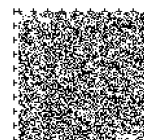


第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に 係る国の基本指針（概要）



第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針（概要）

令和5年5月19日 令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号より抜粋

趣旨

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

※ 以下「基本指針」という。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

基本指針の目的において「障害者権利条約」及び「障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告」の趣旨を踏まえていることが追記された。

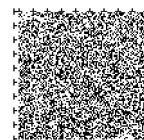
基本理念

【国 基本指針】（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組

障害福祉人材の確保の項目に「定着」が追記された。



成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国 基本指針】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

施設入所者の6%以上（前期から変更なし）が地域移行する目標と、施設入所者の定員を5%以上（前期1.6%以上）削減する目標が設定された。

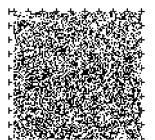
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国 基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上（前期316日以上）とすること、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上（前期69%以上）、6か月時点の退院率を84.5%以上（前期86%以上）、1年時点の退院率を91.0%以上（前期92%以上）という目標が設定された。



3 地域生活支援の充実

【国 基本指針】

・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

地域生活支援拠点等について、各市町村における整備が努力義務化されるとともに、機能の充実のための体制構築についても具体的に明記された。また、強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備が追記された。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国 基本指針】

・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

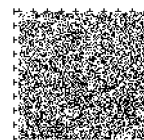
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

・都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

福祉施設利用者のうち一般就労する者を令和3年度の就労者数の1.28倍以上1（前期1.27倍以上）とすることとし、就労移行支援事業については1.31倍以上（前期1.30倍以上）、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上（前期1.26倍以上）、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上（前期1.23倍以上）とする目標が設定された。



就労定着率については、7割以上（前期8割以上）の事業所を全体の2割5分（前期7割以上）とする目標が設定された。

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合に関する目標、就労定着支援事業の利用者数に関する目標が新設されたほか、都道府県における協議会等の設定について追記された。

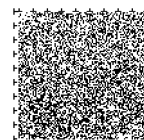
5 障害児支援の提供体制の整備等

【国 基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ・障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

各都道府県において難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること、令和8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることが追記された。

また、各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置とコーディネーターの配置、入所児童の移行調整に係る協議の場の設置についても追記された。



6 相談支援体制の充実・強化等

【国 基本指針】

- ・ 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

各区市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、地域の相談支援体制の強化に向けた体制確保について明記された。

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が追記された。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国 基本指針】

- ・ 令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

前期に引き続き、各都道府県及び各区市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築するという目標が設定された。

【その他の検討項目】

その他の検討項目として以下の項目等が挙げられている。

- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 意思決定支援の促進
- ・ 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

